

議第 22 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正する
もの。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) <u>(18) 火葬業務手当</u> <u>(19) (略)</u> <u>(火葬業務手当)</u> 第21条 <u>火葬業務手当は、火葬場に勤務し、現業に従事する職員に支給する。</u> <u>2 火葬業務手当の額は、1件につき2,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u> (支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、第20条から前条までの規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。	(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) <u>(18) (略)</u> 第21条 <u>削除</u> (支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、第20条、 <u>第22条</u> 及び前条の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 火葬業務に従事する職員に火葬業務手当として、火葬1件につき2,000円を超えない範囲で支給します。ただし、管理職には他の手当と同様に支給しません。

(第2条、第21条、第23条関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)